

広島県告示第三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	事業所所在地	サービスの種類	指定年月日
晏里株式会社	晏里株式会社	大竹市油見二丁目二番一七号	デイサービスセンター晏里	大竹市油見二丁目二番一七号	通所介護	平成二五年一月一日
ケアネット株式会社	安芸郡熊野町呉地五丁目三三番三二号	デイサービスセンターほほえみ	廿日市市前空二丁目一番七号	通所介護	平成二五年一月一日	
有有限会社井上商店	江田島市能美町中町四九四八番地の一二	ライフケアあいふらぎ	江田島市能美町中町四八五〇番地の一	特定福祉用具販売	平成二五年一月一日	
株式会社つばき	広島市東区温品一丁目一番一八号	デイサービスつばき	安芸郡府中町大須一丁目一七番一二号コーポケイアンドエイチ一〇二号	通所介護	平成二五年一月一日	